異常気象時の市営バス運行について

9月16日から、異常気象時における香美市営バスの運行については、次のように変わりますのでお知らせします。

国道・県道において、道路規制（雨量規制等）が行われることになった場合は、その地域の路線は全面運休となります。運休の解除については、道路規制が解除されてからとなります。

また、台風接近時などに、気象庁が暴風警報・大雨警報の両方を発表した段階で、全面運休となります。運休の解除については、道路規制およびいずれかの警報が解除されてからとなります。

なお、運行についてのお問い合わせは、各運行委託業者へお願いいたします。

ご不便をおかけすることになりますが、乗客の皆さまの安全を第一として実施するものです。

ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【問い合わせ先】企画課　☎53－3114

異常気象時の市営バス運行について	
道路規制（雨量規制等）	全面運休
暴風警報・大雨警報	

異常気象時の市営バス運行についての問い合わせ先

土佐山田町地区の路線
天坪観光　☎57－9323

香北町地区の路線
香北観光　☎59－3393

物部町地区の路線
大栃観光タクシー　☎58－3121

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳の閲覧制度は、住民基本台帳法の改正により、毎年１回以上閲覧状況を公表することが義務付けられています。（平成１８年11月１日施行）

これに基づき、次のとおり閲覧状況を公表します。

期　間　平成２１年4月１日～平成２２年３月３１日

各項目の説明
①閲覧者（受託者の名称・代表者氏名）②委託者③請求事由の概要（閲覧目的）
④閲覧にかかる住民の範囲⑤閲覧件数⑥閲覧した地域

【閲覧日】平成21年7月15日
①㈳中央調査社・中田正博
②株式会社　野村総合研究所
③日常生活に関するアンケートの実施のための対象者抽出
④１５歳以上６９歳以下の男女
⑤３６件
⑥土佐山田町栄町、宝町

【閲覧日】平成22年2月10日
①㈳中央調査社・中田正博
②大阪商業大学JGSS研究センター
③生活と意識についての国際比較調査実施のための対象者抽出
④２０歳以上８９歳以下の男女
⑤１５件
⑥香北町韮生野

【閲覧日】平成22年2月10日
①㈳中央調査社・中田正博
②株式会社　野村総合研究所
③放送についての意識調査実施のための対象者抽出
④１６歳以上の男女
⑤１４件
⑥土佐山田町宝町

【問い合わせ先】住民課　☎53－3126

集落営農に取り組みませんか

集落営農をご存じでしょうか。

県では、産業振興計画の中で、農業で生活できる所得を目指す仕組みづくりとして、**集落営農**の取り組みを進めています。

集落営農とは

集落営農とは、集落内で皆さんが、力を合わせて、農地・農道・水路を守り、機械や施設を共同利用しながら、集落ぐるみで農業を続けていく仕組みです。

集落営農に取り組むメリットは

①機械の共同利用
②作業の受委託
③農道・水路の共同管理
④女性や高齢者の参加
⑤集落での話し合い

↓

①生産コストの削減
②園芸の規模拡大
③耕作放棄の防止
④直販や加工品への取り組み
⑤「結」の復活

↓

所得の向上・集落の活性化

取り組みへの支援

集落営農への組織化に向け、県の**中山間地域集落営農等支援事業**をご活用ください。

中山間地域集落営農等支援事業
補助率　１／２以内
★せまち直し、耕作道、用排水路などの基盤整備
★共同利用の農機具の購入
★共同利用のビニールハウスなど施設の整備

補助率　定額
★集落営農の推進につながる「研修会の開催」、「先進地視察」

☆「集落営農に興味がある。取り組んでみたい！」という集落は、説明に伺いますので、お気軽にご連絡ください。
☆農業振興センターや市町村の農業担当課、ＪＡも一緒になって考えていきます。

【問い合わせ先】
県農業政策課　☎088－821－4511
農　政　課　☎53－1062

平成２２年１０月から

米トレーサビリティー法が施行されます

米穀事業者（生産者・卸売業者・小売業者・外食事業者等）は、米・米加工品等を「**取引**」「**事業所間の移動**」「**廃棄**」などを行った場合には、その記録を作成し、原則３年間の保存が必要となります。

ＪＡ等に出荷した生産者は、ＪＡ等から渡される伝票を３年間保存すれば、法律の義務を果たしたことになります。

また、平成２３年７月から米・米加工品等を事業者へ譲り渡す場合や、一般消費者へ販売・提供する場合にも産地情報の伝達が必要になります。

１.米トレーサビリティーとは？
米等がどこから来て、どこへ行ったか分かるようにするものです。

２.その効果は？
問題が発生した際に、①商品を特定した回収②問題の発生箇所の特定③安全な流通ルートの確保等に効果がある。

３.取り組むには、何をすればよいか？
個々の生産者・流通業者等が、何を・いつ・どこから入荷し、何を・いつ・どこへ出荷したかを入出荷時に記録・保存する（伝票の保存や荷受情報の記帳など）。

【問い合わせ先】
高知農政事務所食糧部計画課　☎088－875－2153